

山形広域環境事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

〔 令和 2 年 4 月 〕
〔 山広環規則第 4 号 〕

山形広域環境事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年山広環条例第 1 号）の施行に関し必要な事項については、山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年山形市規則第 1 3 号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「この市」とあるのは「山形広域環境事務組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。